議案第２号

二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年２月２１日提出

二宮町長　村田　邦子

〔提案理由〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の育児休業等に関する条例（平成４年二宮町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第21条第３項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の２第20項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（議案第２号）二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第21条　（略） ２　（略） ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第21条　（略） ２　（略） ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。